

電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について
の一部を改正する通達案に対する意見

CISTEC Ref. No.2021 貿情セ調（経提）第 13 号 2022 年 2 月 25 日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 輸出管理のあり方専門委員会 委員長 田川 卓司
連絡担当者	調査研究部 主任研究員 岡本 実紀
1.意見内容	EU の品目ベースでの規制体系と対比させることにより、該非判定における対象該当項番の見分け等がより容易になり、判定見逃しのミス等を回避できる効果が期待されます。
2.意見内容	日一EU の対比表を公表する際には対比表の利便性を確保するため、少なくとも EU リストの規制内容（英文）を併記していただきたいです。
3.意見内容	今回の経済産業省による日一EU の対比表により、対応関係は明確にはありませんが、国際レジームの合意内容（及びそれを反映した EU 番号体系での規定）の表現と、外為法関連政省令の表現との間に乖離があり、解釈上の混乱が生じることもあり得ます。このため、現行の政省令を引き続き基本とするにしても、外為法関連政省令の品目の表現は、EU 体系でのその表現に極力一致させるようにしていただきたいです。（新規分だけでなく現行のものも含めて）。
4.意見内容	今回、貨物の輸出に際して確認が必要になる「輸出令と貨物等省令番号に対する EU 規制番号」の対象明確化が図られることになったと思います。昨今では技術提供に際して確認が必要になる「外為令と貨物等省令番号に対する EU 番号」を知りたいというニーズもますます高まっています。技術規制における EU 番号の対象明確化も進めていただきたいです。
5.意見内容	特に、技術についての政省令の規定ぶり、表現ぶりは、EU 体系とは大きく乖離しているため、今回の貨物についての対比表のような対比が難しい面があります。しかしながら、この点についても引き続き検討課題とし、いずれかの時点では、産構審提言に即して、貨物、技術が統合された EU 体系に準じた体系にしていきたいです。
6.意見内容	施行時期が米国、EU よりも大きく遅れることがないようにお願いしたいです。デジタルヨーロッパにおいては、EU と米国の施行時期の差をなくすることが重要であるとしており、日本においても極力タイムラグが生じないようにお願いしたいです。
7.意見内容	アジア各国/地域の輸出管理制度が整備される中で、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ等、アジアの国々/地域が、EU の規制リスト・EU 番号を事実上のスタンダードとしてそのまま活用して

います。そうした国々/地域との取引をする場合（輸出入時とも）に、国際レジームにより規制される品目についての規制情報のやり取りがスムーズに行えることを歓迎します。

8.意見内容

大学等でも、研究・開発した技術を製品化するために、世界各地にある試作を請け負ってくれる企業との間で、技術情報や部分品・工具などを輸出入することがあり、そのような場合には、国際レジームベースの輸出規制情報のやり取りが必要になります。日本の規制番号と EU の規制番号との対照関係が分かるようになり、その関係を政府が示して下さるということは非常に有効であると思います。

9.意見内容

グローバルで統一的に利用できることから、子会社・関連会社等サプライチェーンの間で安全保障に係る対応（管理・指導・意思疎通等）がより効果的・効率的に行ない得ることが期待されます。

10.意見内容

実際の許可申請時（NACCS 利用時）以外に、日本番号と EU 番号の対照関係を調べることができる検索システムも構築していただきたいです。また、その際には日本番号から EU 番号、EU 番号から日本番号を検索できるようにしていただきたいです。

11.意見内容

従来でも、国際レジームの改訂結果の外為法（輸出令・省令・通達）への反映に、英語から日本語への翻訳が必要なため、一定の時間がかかると思われますが、今回の対応をすることにより、政省令改正が遅れることは避けていただきたいです。

12.意見内容

国際レジームでの規制内容を的確に（齟齬なく）輸出令に反映するために、また欧米との規制の差をなくすためにも、日本番号と EU 番号との関係を明確にすることは産業界や学术界にとって意味があると思います。

13.意見内容

そもそも国際レジームでの規制内容の議論を英語で行っており、その決定内容を EU では英語の EU 番号として公表しているため、基本的に EU 番号と日本番号の対照関係が明確になることは、世界との取引の際に情報交換・確認がしやすくなると思います。

14.意見内容

日本の場合、輸出令の体系が国際レジームごとになっています。ある品目が複数のレジームで規制される場合があり、その品目がどこで規制されているのかを見落とさないためには、すべてを確認する必要があります。また、規制される品目のスペックを確認するためには、輸出令（大見出し）>省令（詳細規定）>通達（用語の解釈）と多階層になっている規定をつなぎ合わせないと判断できません。しかも、政令、省令、通達のつながりを見つけるためには、下位の通達から省令を、省令から政令をと見つけなければならないという複雑さがあります。

一方で EU の体系では品目ごとになっています。品目が特定できれば、その品目が他のところに掲載されていることはなく、その品目がどのレジームで規制されるのか、詳細規定や解釈等の判断に必要な情報がまとめて記載されています。

過去には産構審が、該非判定のしやすさ、該非判定のミスをなくすためにも日本独特の国際レジームごとの規制体系から、EU 等が採用している品目ベースごとの規制体系に変えるべきと提言があり、

国会で経産省がその方針を表明しています。（注1）

注1：2012年4月「国民の声」受付提案としての「規制番号の国際化」への対処方針を閣議決定、その後2017年1月産構審中間報告で「規制対象品目を基本としたカテゴリー構成に変更すること（≒EU化すること）を検討すべき」と提言。国会でもEU準拠方針を経産省が表明。

この事実からして、今回の進展を第一歩として歓迎するものの、将来的には規制番号の体系自体をEU型に変える努力を継続していただきたいです。

15.意見内容

今回の改正は、グローバルにビジネスにおいて、輸出管理業務の円滑化・効率化の一助となる大きな第一歩であると思います。今後、更なる歩みを大いに期待しております。

将来、更なる輸出管理業務の円滑化・効率化を実現するために、次のような対応をお願いしたいです。

1) 日-EU 番号体系の完全一致に向けた法令改正

2) グローバルレベルでの「経産省側 NACCS と税関側 NACCS」との連携強化

→貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制強化を目的とした AEO 相互認証で、安全保障貿易管理におけるグローバル連携強化・貿易円滑化推進に繋がるのではと思いました。

3) 日本国内の輸出申告業務における「経産省側 NACCS と税関側 NACCS」との連携強化

→適切に経産産業大臣の輸出許可証を取得し、税関へ正しく輸出申告しているか、輸出申告時、NACCS システムでチェックをかけることにより、経済産業未許可輸出防止（税関水際対策）に繋がるのではないかと思います。

<例えば、上記1)を実現できれば(輸出令別表コード単位ではなく貨物等省令レベルで日-EU 番号体系が完全一致するコード単位による管理が実現できれば)、ライセンスに関する誤申告(包括ライセンスを使用できない貨物等省令該当品・国/地域向けであるにもかかわらず、判断を誤り個別ライセンスではなく包括ライセンスで輸出しようとしている税関への誤申告)を NACCS で防止（輸出許可がないようにブロック）することが可能なのではと思いました。

上記2)の実現前、即ち、現行法令でも、該当項番（絶対に包括ライセンスを使用できない項番）の場合は、上記のような判断ミスによる輸出誤申告を NACCS システムで制御(ブロック)可能なのではと思いました。>

16.意見内容

日本の政省令改正施行日と EU 番号の施行日は、異なっているのではないかと思います、EU 番号の情報源といつ時点の情報かを明確にしていきたいです。

17.意見内容

日本の貨物等省令番号と EU 番号が、規制内容と厳密に一致しない場合や、1対1で対応しない場合は、どのように考えたら宜しいでしょうか？

18.意見内容

項番 26 の入力、必須なのでしょうか？

19.意見内容

EU 番号入力に誤りがあった場合、該非判定の誤りと同等に扱われるのでしょうか？

入力に誤りがあった場合の罰則を明確にしていきたいです。

20.意見内容

EU 番号での管理を行わないと判断した会社については、社内システムの改修は不要としても問題ないのでしょうか？